

東京都中小企業障害者雇用支援助成金支給要領

29産労雇就第1259号平成30年3月30日

(通則)

第1条 本要領は東京都中小企業障害者雇用支援助成事業（以下「助成事業」という。）の実施に必要な事項を定め、その円滑な推進を図ることを目的として制定する。

(助成金の支給に関すること)

第2条 助成事業の目的及び東京都中小企業障害者雇用支援助成金（以下「助成金」という。）の支給に関することについては、「東京都中小企業障害者雇用支援助成金支給要綱」（以下「支給要綱」という。）の定めによる。

(助成対象事業主の定義)

第3条 支給要綱第3条第6号の「重大な法令違反」とは、次の各項に該当するものとする。

- (1) 違法行為による罰則を受けた場合。
- (2) 労働基準監督署により送検された場合。
- (3) 消費者庁の措置命令があった場合。
- (4) 上記各号と同等以上の法令違反であると知事の認めるもの。

2 支給要綱第3条第7号の「都税の未納付」とは、交付申請時点において、納付義務があるにもかかわらず、法人事業税及び法人住民税（個人については個人事業税及び都民税）の未納付がある場合とする。納付義務がない者の場合、事業開始届又は、青色申告書の写しなど、課税されない理由が分かる書類を提出することとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。